

2016年5月6日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第421号）

国家外貨管理局、 外貨管理規定を調整 貿易・投資の利便化を推進

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2016年4月26日付で『貿易・投資の利便化のさらなる促進、真実性審査の完
善化に関する通達』（匯発[2016]7号、以下『7号通達』という）を公布しました。『7号通達』は、外貨管
理改革を加速すると同時に、外貨転および外貨送金の真実性・コンプライアンス性審査を厳格化したも
ので、発布の日から施行されます。

□ 外貨流入・外貨供給を拡大

『7号通達』は、①銀行の元転・外貨転総合ポジションの下限を拡大し、②中資系企業が借り入れた
外債資金を元転して使用することを許可し、③A類企業の貨物貿易の外貨収入管理を簡素化することで、
企業の外貨受取と元転を利便化し、外貨流入と外貨供給を拡大するとしています。

① 『7号通達』は、国家外貨管理局が2014年12月25日付で公布した『「銀行による元転・外貨転業
務取扱管理弁法実施細則」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2014]53号、以下『53号通達』と
いう）¹が規定していた銀行の総合ポジション下限を拡大しました（第1条）。

国家外貨管理局は、国内で外国為替業務を取り扱う銀行に対し、元転・外貨転総合ポジション管
理を実施しています。銀行は、顧客向けに外貨買い・人民元売り取引（銀行にとっては外貨売り・
人民元買い）を行った後、当該取引で発生した外貨売り・人民元買いポジションをインターバン
ク市場で解消しなければなりません（すなわち外貨買い・人民元売りを行わなければなりません）
が、総合ポジション下限が拡大されたことで銀行が自己の裁量によりポジションを持ち続ける余
地が大きくなったと考えられます。国家外貨管理局の発表では、今回の『7号通達』により外国為
替業務を取り扱う銀行の総合ポジション下限の総合計が約1000億米ドル増加したとしています。

¹ 『53号通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第359号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード
できます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0364-XF-0105.pdf>

- ② 中資系企業の外債資金の元転使用について、従来は国家外貨管理局が 2013 年 4 月 28 日付で公布した『外債登記管理弁法』の公布についての通達』（匯発[2013]19 号、以下『19 号通達』という）²で、別途規定がある場合を除き、国内金融機関および中資系企業が借用した外債資金は元転して使用してはならないと規定していました（『19 号通達』第 14 条）。『7 号通達』は中資系企業と外資系企業の外債元転管理政策を統一し、中資系非金融企業が借り入れた外債資金を現行の外商投資企業外債管理規定に基づき元転して使用することを許可しました（第 4 条）。これは、中国人民銀行による外債マクロプルーデンス管理の全国展開に合わせた措置³と考えられます。中資系企業の外債元転使用については、上海を含む複数の地区において、すでに開放されていましたが、『7 号通達』により適用を拡大し明確化しました。

ただし、国内金融機関については『19 号通達』の規定が適用され、別途規定がある場合を除き借り入れた外債資金を元転して使用することができません。

- ③ 貨物貿易の外貨管理分類で A 類の企業の外貨収入について、暫定的に輸出収入審査待ち口座に入金せず、直接経常項目外貨口座に入金もしくは元転することができるとしています（第 3 条）。輸出収入審査待ち口座への入金を不要とする措置については、上海・広東・天津・福建の 4 自由貿易試験区ですでに実施されていましたが、今回は自由貿易試験区以外の地域にも適用を拡大したものです。

□ 書類審査を完備化し外貨資金流動の真実性を強化

『7 号通達』は、①貨物貿易のオフショア転売の書類審査を完備化し、②配当金の国外送金の管理を完備化し、③貨物貿易リスク提示書簡管理措置を規範化することで、貨物貿易、直接投資等のルートを利用したクロスボーダーの違法な鞅取りや資金調達を防止し、外貨市場の秩序を維持するとしています。

- ① 貨物貿易のオフショア転売の書類審査について、同一のオフショア転売取引業務は、同一の銀行拠点において同一の通貨種類（外貨もしくは人民元）を採用し収支決済を取り扱わなければならないとしています（第 3 条）。また、貨物貿易の外貨管理分類 B 類企業のオフショア転売取引外貨収支業務を暫定的に停止させました（同上）。
- ② 配当金の国外送金に関して、直接投資による外貨収益払出（5 万米ドル相当以上の場合）の審査を強化するとしています。『7 号通達』は、国家外貨管理局が 2014 年 1 月 10 日付で公布した『資本項目外貨管理政策のさらなる改善および調整に関する通達』（匯発[2014]2 号）⁴が規定していた銀行の審査書類に、利潤状況を証明する「財務報告表」を追加しました（第 6 条）。
- ③ 貨物貿易リスク提示について、国家外貨管理局が 2013 年 5 月 5 日付で公布した『外貨資金流入管理の強化に関連する問題についての通達』（匯発[2013]20 号、『7 号通達』の公布により廃止）が

2 『19 号通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 261 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0265-XF-0105.pdf>

3 詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 420 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0434-XF-0105.pdf>

4 『資本項目外貨管理政策のさらなる改善および調整に関する通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 301 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0305-XF-0105.pdf>

規定していた「貨物貿易リスク提示書簡」を更新しました。資金流動と貨物流動に重大な不一致がある、もしくは資金の一方的な流動が比較的大きい企業に対してリスク提示書簡を発送し、10営業日以内に状況説明を要求するとしています。遅滞なく説明しない、もしくは証明資料を提出できず、合理的な解釈を行うことができない企業は、貨物貿易の外貨管理分類 B 類に組み入れるとしています。ただし、B 類に組み入れられた企業は、関連指標が連続して 3 カ月間正常である等の条件に合致する場合、A 類に回復させることができますとしています（第 7 条）。

□ 為替の元転予約業務の差額決済を可能に

『7 号通達』は、『53 号通達』の第 33 条で不可としていた為替の元転予約業務の差額決済を可能にし、銀行が機構顧客のために元転予約の業務を行う場合、実需原則を堅持する前提で、期限到来の受渡方式について全額決済もしくは差額決済を自ら選択することができるとしています（第 2 条）。国家外貨管理局の発表では、企業の外貨資産保有に伴う為替リスクの管理を利便化し、企業のニーズに応えるための措置であるとしています。

国家外貨管理局は、既存の外貨管理規定が『7 号通達』の内容に一致しない場合、『7 号通達』を基準にするとしています。『7 号通達』の規定に違反する場合、『外貨管理条例』に基づき法により処罰すると明確にしています。

*

『7 号通達』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 6 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2016]7号

貿易・投資の利便化のさらなる促進、真実性審査の完美化に関する通達

国家外貨管理局の各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中資外貨指定銀行：

外貨管理改革を推進し、貿易・投資の利便化を促進し、実体経済の発展を支持し、クロスボーダー資金流動リスクを防止するため、ここに外貨管理の利便化のさらなる促進および真実性審査の完美化措置に関して以下のように通知する。

- 1、銀行の元転・外貨転の総合ポジション下限を拡大する。前年度の元転・外貨転業務量が2000億米ドル相当以上の銀行は、ポジション下限を-50億米ドルに調整する。200億から2000億米ドル相当の間の場合、マーケットメーカー銀行のポジション下限を-20億米ドルとし、非マーケットメーカー銀行のポジション下限を-10億米ドルとする。10億から200億米ドル相当の間の場合、マーケットメーカー銀行のポジション下限を-5億米ドルとし、非マーケットメーカー銀行のポジション下限を-3億米ドルとする。1億から10億米ドル相当の間の銀行は、ポジション下限を-2億米ドルとする。1億米ドル相当以下および新たに元転・外貨転資格を取得した銀行は、ポジション下限を-0.5億米ドルとする。調整後の元転・外貨転の総合ポジション下限は、本通達発布の日から自動的に発効する。
- 2、元転予約の受渡方式を豊富にする。銀行が機構顧客のために元転予約の業務を行う場合、実需原則を堅持する前提のもとで、期限到来の受渡方式について全額決済もしくは差額決済を自ら選択することができる。元転予約の差額決済の通貨および参考価格はオプション業務の関連外貨管理規定を遵守し執行する。
- 3、A類企業の貨物貿易による外貨収入管理を簡素化する。貨物貿易の外貨管理分類等級がA類の企業の貿易外貨収入（外貨返還業務およびオフショア転売取引業務を含まない）は、暫定的に輸出入審査待ち口座に入金せず、直接経常項目外貨口座に入金もしくは元転することができる。
- 4、中資系と外資系企業の外債元転管理政策を統一する。中資系非金融企業が借り入れた外債資金は現行の外商投資企業の外債管理規定に基づき元転して使用することができる。
- 5、貨物貿易のオフショア転売取引の外貨収支管理を規範化する。銀行は、企業のためにオフショア転売取引収支業務を行う場合、契約書、発票、真実で有効な運輸書類、貨物引換証および倉荷証

券等の貨物権利証憑を1件毎に審査し、取引の真実性、コンプライアンス性および合理性を確保しなければならない。同一のオフショア転売取引業務について、同一の銀行拠点において同一の通貨種類（外貨もしくは人民元）を採用し収支決済を取り扱わなければならない。

貨物貿易の外貨管理分類等級がB類の企業のオフショア転売取引外貨収支業務は暫定的に停止する。

- 6、直接投資の外貨利潤払出管理を規範化する。銀行は、国内機構のために5万米ドル相当以上（5万米ドルを含まない）の利潤払出手続を行う場合、真実の取引原則に基づき今次の利潤払出に関連する董事会の利潤分配決議（もしくはパートナー利潤分配決議）、税務届出表の原本および今次の利潤状況を証明する財務報告表を審査しなければならない。毎回の利潤払出後、銀行は関連税務届出表の原本に当該利潤の実際払出金額および払出日を捺印・注記しなければならない。
- 7、貨物貿易のリスク提示書簡管理措置を規範化する。国家外貨管理局分支局（以下「外貨局」という）は、資金流動と貨物流動に重大な不一致があり、もしくは資金の片方流動が比較的に大きい企業に対して、リスク提示書簡（添付参照）を発送し、それに10営業日以内に状況説明を要求することができる。企業が遅滞なく状況を説明しない、もしくは証明資料を提出できず、並びに合理的な解釈を行うことができない場合、外貨局は『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』第55条等の規定に基づき、それをB類企業に組み入れ、厳格な監督管理を実施する。この類の企業がB類に組み入れられた後、関連指標が連続して3カ月間正常である等の条件に合致する場合、外貨局はそれをA類に回復させることができる。
- 8、本通達の規定に違反する場合、外貨局により『外貨管理条例』に基づき法により処罰する。
- 9、本通達は発布の日から施行する。『国家外貨管理局、外貨資金流入管理の強化に関する問題についての通達』（匯発[2013]20号）は同時に廃止する。
『国家外貨管理局、貨物貿易外貨管理法規を印刷・配布することに関する問題についての通達』（匯発[2012]38号）、『国家外貨管理局、「外債登記管理弁法」の公布についての通達』（匯発[2013]19号）、『国家外貨管理局、サービス貿易外貨管理法規の印刷・配布に関する通達』（匯発[2013]30号）、『国家外貨管理局、資本項目外貨管理政策のさらなる改善および調整に関する通達』（匯発[2014]2号）、『国家外貨管理局、資本登記制度改革に係わる規範性文書の廃止・修正に関する通達』（匯発[2015]20号）等既存規定と本通達の内容が一致しない場合、本通達を基準とする。
各分局、外貨管理部は、本通達を受け取った後、遅滞なく管轄内の中心支局、支局および外貨指定銀行に転送し、合わせて真剣に遵守執行すること。

添付文書：国家外管理局XX分（支）局リスク提示書簡（略）

国家外貨管理局
2016年4月26日

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发[2016]7号
关于进一步促进贸易投资便利化完善真实性审核的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：

为推进外汇管理改革，促进贸易投资便利化，支持实体经济发展，防范跨境资金流动风险，现就有关促进外汇管理便利化和完善真实性审核措施通知如下：

- 一、 扩大银行结售汇综合头寸下限。上年度结售汇业务量等值 2000 亿美元以上的银行，头寸下限调整为-50 亿美元；等值 200 亿至 2000 亿美元之间的，做市商银行头寸下限调整为-20 亿美元，非做市商银行头寸下限调整为-10 亿美元；等值 10 亿美元至 200 亿美元之间的，做市商银行头寸下限调整为-5 亿美元，非做市商银行头寸下限调整为-3 亿美元；等值 1 亿美元至 10 亿美元之间的银行，头寸下限调整为-2 亿美元；等值 1 亿美元以下以及新取得结售汇业务资格的银行，头寸下限调整为-0.5 亿美元。调整后的结售汇综合头寸下限，自本通知发布之日起自动生效。
- 二、 丰富远期结汇交割方式。银行为机构客户办理远期结汇业务，在坚持按需原则前提下，到期交割方式可以自主选择全额或差额结算。远期结汇差额结算的货币和参考价遵照执行期权业务的有关外汇管理规定。
- 三、 简化 A 类企业货物贸易外汇收入管理。货物贸易外汇管理分类等级为 A 类的企业贸易外汇收入（不含退汇业务及离岸转手买卖业务）暂不进入出口收入待核查账户，可直接进入经常项目外汇账户或结汇。
- 四、 统一中、外资企业外债结汇管理政策，中资非金融企业借用的外债资金可以按现行外商投资企业外债管理规定结汇使用。
- 五、 规范货物贸易离岸转手买卖外汇收支管理。银行为企业办理离岸转手买卖收支业务时，应逐笔审核合同、发票、真实有效的运输单据、提单仓单等货权凭证，确保交易的真实性、合规性和合理性。同一笔离岸转手买卖业务应在同一家银行网点采用同一币种（外币或人民币）办理收支结算。货物贸易外汇管理分类等级为 B 类的企业暂停办理离岸转手买卖外汇收支业务。
- 六、 规范直接投资外汇利润汇出管理。银行为境内机构办理等值 5 万美元以上（不含）利润汇出，应按真实交易原则审核与本次利润汇出相关的董事会利润分配决议（或合伙人利润分配决议）、税务备案表原件及证明本次利润情况的财务报表。每笔利润汇出后，银行应在相关税务备案表原件

上加章签注该笔利润实际汇出金额及汇出日期。

七、 规范货物贸易风险提示函管理措施。国家外汇管理局分支局（以下简称外汇局）可对资金流与物流严重不匹配或资金单向流动较大的企业发送风险提示函（见附件），要求其在 10 个工作日内说明情况。企业未及时说明情况或不能提供证明材料并做出合理解释的，外汇局可依据《货物贸易外汇管理指引实施细则》第五十五条等规定，将其列为 B 类企业，实施严格监管。此类企业列入 B 类后，符合相关指标连续 3 个月正常等条件的，外汇局可将其恢复为 A 类。

八、 违反本通知规定的，由外汇局根据《外汇管理条例》依法处罚。

九、 本通知自发布之日起施行。《国家外汇管理局关于加强外汇资金流入管理有关问题的通知》（汇发〔2013〕20 号）同时废止。

《国家外汇管理局关于印发货物贸易外汇管理法规有关问题的通知》（汇发〔2012〕38 号）、《国家外汇管理局关于发布〈外债登记管理办法〉的通知》（汇发〔2013〕19 号）、《国家外汇管理局关于印发服务贸易外汇管理法规的通知》（汇发〔2013〕30 号）、《国家外汇管理局关于进一步改进和调整资本项目外汇管理政策的通知》（汇发〔2014〕2 号）、《国家外汇管理局关于废止和修改涉及注册资本登记制度改革相关规范性文件的通知》（汇发〔2015〕20 号）等以往规定与本通知内容不一致的，以本通知为准。

各分局、外汇管理部接到本通知后，应尽快转发辖内中心支局、支局和外汇指定银行，并认真遵照执行。

附件：国家外汇管理局 XX 分（支）局风险提示函（略）

国家外汇管理局

2016 年 4 月 26 日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。